

第 5 章 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画

1 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定にあたって

- 障害福祉計画・障害児福祉計画は**障害者計画**とは別に、障害者総合支援法および児童福祉法に規定する障害福祉サービス等の供給見込み量などについて示すものです。
- 障害福祉サービス等の供給見込み量は、「ビジョン」や「アクションプラン」、**障害者計画**、第四期障害福祉計画中のサービス利用実績等を踏まえて算定しています。
- 障害福祉計画・障害児福祉計画は、「障害福祉計画および障害児福祉計画策定に係る基本的な指針」に従って策定するものとなっているため、第 1 章から第 4 章までの表記方法と異なっています。

2 第五期障害福祉計画

- 基本指針の目標を踏まえて、つぎの 4 項目の目標設定を行います。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

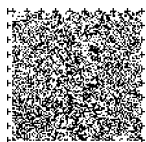
- 福祉施設から地域移行する入所者数の目標を設定します。
- 平成 32 年度末の施設入所者数の目標を設定します。

平成 28 年度末現在の施設入所者数	4 5 0 人
【第五期計画の目標値】 ① 地域生活移行者数 (基本指針の目標：平成 28 年度末時点入所者の 9%)	4 1 人
② 平成 32 年度末の施設入所者数 (基本指針の目標：平成 28 年度末時点入所者から 2%削減)	4 4 1 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活をする事ができるよう、障害福祉、保健、医療、介護、地域の助け合い等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築します。

- 平成 32 年度末までに福祉・保健・医療等の関係者による協議の場を設置します。



(3) 地域生活支援拠点等の整備☆

- 平成 32 年度末までに重度障害者グループホーム、ショートステイ、相談支援が一体となった多機能整備型の拠点を整備します。

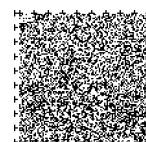
(4) 福祉施設から一般就労への移行等☆

- 福祉施設から一般就労への移行者数の目標を設定します。
- 就労移行支援事業所の利用者数の目標を設定します。
- 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数の目標を設定します。
- 就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率の目標を設定します。

【第五期計画の目標値】	
① 一般就労移行者数 (基本指針の目標：平成 28 年度実績の 1.5 倍)	123 人
② 就労移行支援事業所の利用者数 (基本指針の目標：平成 28 年度末利用者数の 2 割増)	265 人
③ 就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合 (基本指針の目標：50%)	50%
④ 就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率 (基本指針の目標：80%)	80%

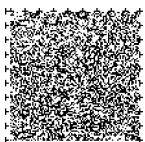
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム…精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことが、新たな基本指針に掲げられた。市区町村においては当事者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、協議の場を設置することが成果目標とされている。都道府県においては平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の設定、平成 32 年度末までの精神病床における早期退院率を設定することが成果目標とされている。

地域生活支援拠点【再掲】…居住支援機能（相談、緊急時の受入れ・対応や地域の体制づくり等）をグループホーム等と一体的に行う拠点のこと（多機能拠点整備型）。地域で機能分担する面的整備型も想定されている。第四期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）では障害者地域生活支援センター等の相談支援機関とグループホーム等が連携して地域生活を支援する「面的整備」型の地域生活支援拠点の整備を、第五期障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）では重度障害者グループホームと一体で相談や緊急時の受入れ・対応などを行う多機能拠点型の地域生活支援拠点の整備をそれぞれ計画している。



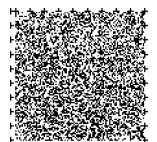
【障害福祉サービスの供給見込み量】

サービス名		30年度	31年度	32年度
居宅介護	人/月	907	925	943
	時間/月	18,140	18,500	18,860
重度訪問介護	人/月	100	102	104
	時間/月	38,000	38,760	39,520
行動援護	人/月	8	10	10
	時間/月	400	500	500
重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1
	時間/月	434	434	434
同行援護	人/月	215	219	223
	時間/月	8,600	8,760	8,920
生活介護	人/月	1,092	1,119	1,141
	日数/月	21,840	22,380	22,820
自立訓練（機能訓練）	人/月	27	27	28
	日数/月	297	297	308
自立訓練（生活訓練）	人/月	38	38	40
	日数/月	494	494	520
就労移行支援☆	人/月	249	256	265
	日数/月	3,984	4,096	4,240
就労継続支援A型	人/月	124	130	136
	日数/月	2,480	2,600	2,720
就労継続支援B型	人/月	1,124	1,152	1,169
	日数/月	19,108	19,584	19,873
就労定着支援（新規）☆	人/月	12	20	28
療養介護	人/月	76	77	78
短期入所	人/月	287	295	303
	日数/月	2,296	2,360	2,424
自立生活援助（新規）	人/月	5	8	12
共同生活援助☆	人/月	610	645	680
施設入所支援	人/月	450	445	441
計画相談支援☆	人/月	651	667	683
地域移行支援	人/月	3	4	5
地域定着支援	人/月	2	3	4



【地域生活支援事業の供給見込み量】

サービス名		30年度	31年度	32年度	
(1)理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	
(2)自発的活動支援事業		実施	実施	実施	
(3)相談支援事業					
①障害者相談支援事業	設置数	4	4	4	
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	
(4)成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施	
(5)意思疎通支援事業					
①手話通訳者派遣事業	件数/年	3,117	3,120	3,130	
②要約筆記者派遣事業	件数/年	348	350	352	
③手話通訳者設置事業		実施	実施	実施	
(6)日常生活用具等給付事業					
①介護・訓練支援用具	件数/年	70	73	76	
②自立生活支援用具	件数/年	180	182	184	
③在宅療養等支援用具	件数/年	100	100	105	
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	220	220	220	
⑤排泄管理支援用具	件数/年	11,900	11,900	11,900	
⑥住宅改修	件数/年	45	45	48	
⑦緊急通報システム	件数/年	12	12	14	
(7)移動支援事業		人/月	964	973	982
		時間/月	15,424	15,568	15,712
(8)地域活動支援センター					
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	4	4	4	
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1	
	人/月	28	28	28	
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	2	2	2	
	人/月	35	38	40	
(9)その他の事業					
①訪問入浴サービス	件数/年	3,660	3,678	3,696	
②日中一時支援事業	人/月	160	162	164	
	日数/月	448	454	459	
③手話講習会事業	人/年	280	280	280	
④自動車運転免許取得助成事業	件数/年	8	8	8	
⑤自動車改修費助成事業	件数/年	10	10	10	



3 第一期障害児福祉計画

○ 基本指針に基づき、つぎの2項目の目標設定を行います。

(1) 障害児支援の提供体制（児童発達支援センター等の整備）

○ 第一期計画の目標値

	事業	現状 (H29年10月)	目標値 (H32年度末)
①	児童発達支援センター	2か所	2か所
②	保育所等訪問支援	未設置	設置
③	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所☆	1か所	2か所
④	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	2か所	2か所

(2) 医療的ケア児支援のための協議の場

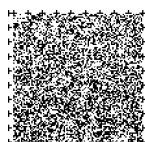
○ 平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育、家族等の関係者が連携を図るための協議の場を設置します。

【障害児向けサービス（障害児通所支援等）の供給見込み量】

サービス名		30年度	31年度	32年度
児童発達支援☆	人/月	716	751	788
	日数/月	4,296	4,506	4,728
放課後等デイサービス	人/月	820	844	869
	日数/月	9,020	9,284	9,559
保育所等訪問支援	人/月	2	4	6
	日数/月	4	8	12
医療型児童発達支援	人/月	3	3	4
	日数/月	21	21	28
居宅訪問型児童発達支援 (新規)	人/月	2	2	3
	日数/月	8	8	12
障害児相談支援	人/月	243	258	268

【障害児の子ども・子育て支援等の見込み（人数）】

種別	30年度	31年度	32年度
保育所（認定こども園の2号認定を含む）	338人	377人	407人
放課後児童健全育成事業	156人	161人	170人



第6章 計画の推進のために

1 計画を円滑に推進するための取り組み

(1) 計画の推進

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進のため、PDCAサイクルのプロセスに基づいて、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。
- 障害のある方や障害者団体、サービス事業者等と連携し、障害者施策の推進に努めます。

(2) 推進方策

① 計画の進捗管理

- 障害者団体等と適宜協議や情報交換等を行います。
- 計画の進捗状況等について、幅広く障害当事者や関係者の声を聞くため、「障害者地域自立支援協議会」において協議を行います。

② 計画の周知と理解

- 点検・評価の内容および計画に変更等ある場合は、区ホームページ等を活用し、公表します。

